

第1章 意図と目的

1.1 目的と対象

1.1.1 「投資」は企業の資本構成への資金的寄与、または株式購入と解される。「外国投資 (Foreign Investment)」は非居住者による企業への投資であり、それが新規株式資本であるか利潤の再投資であるかは関係ない。

外国投資には2種類ある – (i) Foreign Direct Investment(直接投資) と (ii) Foreign Portfolio Investment(証券投資)

1.1.2 International Monetary Fund (IMF)と Organization for Economic Cooperation and Development (OECD)は FDI を同じように次のように定義している ; ある経済圏の住民 (直接投資家) が、他経済圏の居住者である当該企業 (direct investment enterprise) に継続的の権益確立の目的で、行う国境超えの投資。

直接投資は当該企業経営へのアクセスを可能にするゆえ、当該企業の経営に対する直接投資家の影響力を維持して戦略的に長期に亘る関係を保有、が直接投資家への誘因である。

直接投資の目的は、証券投資のそれとは異なっており、後者の場合は通常企業経営への影響力を期待していない。本章の paragraph 2.1.12 でインドでの FDI を定義する。

1.1.3 工業化と社会経済発展に大きく寄与する生産的な直接投資を非居住者に促すのはインド政府の政策である。直接投資は国内資金と自国技術を補ってくれる。

1.1.4 **The Legal basis** ; 非居住者への証券の譲渡または発行を伴う、非居住者の直接投資は「Capital account transaction – 資本資産取引」であり、印政府と準備銀行は FEMA, 1999 (Foreign Exchange Management Act-外為法)及び関連諸規則で規制している。政府は必要に応じ新規諸規則 或は現行諸規制修正/変更を行い、それは命令/関連ルール、Press Notes, 等で告知する。

商工業省 DIPP(The Department of Industrial Policy and Promotion)は直接投資に関する政策を、準備銀行が 2000 年 5 月 3 日付け No.FEMA20/2000-RB で変更通知をした Press Notes/Press Releases を通じて告知し、政策は Press Notes/Press Releases の日付を以って有効とする。手続指示は準備銀行の A.P.Dir.(series)Circulars で為される。斯様に規制の骨格は法(Acts)、規則(Regulations)、Press Notes, Press Releases, 説明(Clarifications)、等で構成される。

1.1.5 本章は、FEMA 1999, FEMA 1999 に基づく RBI 規則と DIPP が出した Press Notes/Press Releases/説明、を纏めた書面であり、FDI に関する政策骨格 (policy framework) を反映している。これは FDI に関する多くの事柄の総合的且つ包括的なもの

であり、現行規則の変更を意図しているものではない。この総合回章は DIPP が出した諸 Press Notes/Press Releases/説明で示されている FDI の全局面を包括している。

1.1.6 今後6ヶ月毎に最新 FDI policy として総合回章が発行されることになった。従い、本回章は 2010 年 9 月 30 日発行の回章に置換される。

1.1.7 DIPP 既発行の Press Notes/Press Releases/Clarifications で 2010 年 3 月 31 日まで有効だったものは、2010 年 3 月 31 日を以って取消になる。本回章は 2010 年 3 月 31 日に有効な Press Notes/Press Releases/Clarifications を総合して包括する。

1.1.8 古い Press Notes/Press Releases/Clarifications の取消にも拘らず、2010 年 3 月 31 日以前には何の取消措置も行われず、本回章の該当規定で以って為されているものとし、且つ有効とする。

1.1.9 政府の意図と目的は、透明で予想可能な、簡素且つ明確な、規制緩和の政策を以って海外直接投資を促進 することにあり、定期的な総合化と改新が投資家への便宜手法として導入されている。

本回章が FDI Policy を総合している傍ら、FEMA の下 RBI による告示で法的な面が構成される。従い、RBI が折々に告知する改定は遵守されるべきであり、解説が示す領域では FEMA 告知が有効である。

1.1.10 本回章は 2010 年 4 月 1 日から有効である。
